

入札説明書（事後審査型）

（建設工事）

事後審査型制限付一般競争入札については、関係法令および工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 契約担当者 米原市長

2 入札執行者 指定職員

3 工事の概要等

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

（1）電子入札

本工事は入札参加資格確認資料等（以下、「確認資料等」という。）の提出および入札を米原市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行う工事である。また、電子入札システムにおいて添付または送信するアプリケーション、ファイル形式については以下のものとし、これら以外のアプリケーション、ファイル形式の使用が判明し、入札執行者が読み取り不可能な場合、入札は無効とする。

ア Microsoft Word 拡張子が.docまたは.docxで保存されるもの

イ Microsoft Excel 拡張子が.xlsまたは.xlsxで保存されるもの

ウ PDFファイル拡張子が.pdfで保存されているもの

エ その他入札執行者が必要と認めたもの

（2）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（3）契約後 V E 方式の有無

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式による工事ではない。

4 入札参加資格に関する事項

入札参加資格者は、次の全ての事項に該当する者とする。

（1）客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

（2）入札公告の日から入札開札日までに米原市建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

（3）自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（4）（3）のイからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

- (5) 公告日以前3か月において、米原市発注の同種工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。
- (6) 登録業種
登録業種とは、米原市建設工事等入札参加有資格者名簿(この公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。以下「名簿」という。)に登録されている業種であり、この公告で定める業種にて名簿に登録された営業所であること。
- (7) 対応許可業種
対応許可業種とは、名簿に登録するために行った米原市建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、この公告で定める場合は、該当する対応許可業種が米原市建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する建設業法に基づく許可は落札決定の日においても有すること。
- (8) 特定建設業許可
この公告で定める場合には、該当する建設業法に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく許可は落札決定の日においても有すること。
- (9) 格付(市内および準市内業者該当)
格付は(6)で定める業種の格付であり、この公告で定める場合には、該当する格付を満たすこと。なお、格付の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告日の属する年度の名簿によるものとする。
- (10) 総合評定値
この公告の日において、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、この公告で定める場合には、該当する業種において総合評定値を満たすこと(公告の日と落札決定の日において総合評定値が異なる場合は、公告の日における総合評定値で満たすこと。)。また、公告の日までに米原市建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した総合評定値に変更があった場合は、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを電子入札システムにより添付し提出すること。
- (11) 地域要件
この公告で定める場合には、名簿に登録された入札参加営業所が該当する地域に有すること。
- (12) 施工実績要件
この公告で定める場合には、該当する施工実績要件を満たすこと。
施工実績期間は、公告日以前15年間に国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注した公告において定めた工事を元請として完成・引渡しが完了した実績があること(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)。 “準ずる機関”とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」(平成13年2月15日政令第34号)第1条および地方公共団体の公社、企業庁をいう。
また、この要件を定めた場合においては、競争参加希望者は、必要事項を「入札参加資格確認申請書」に記載した入札の際、この要件を満たすことを証するため、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事内容が明記された書類および発注者・受注者の押印が確認できる資料、または工事实績情報システム(CORINS)に基づく「工事カルテ」が確認できる書類の写しを電子入札システムにより添付し提出すること。電子入札システムに添付できない場合は、持参する全ての書面の目録を作成し、持参する前にあらかじめ入札執行者に送信し、該当する資料を入札書の提出期間に入札執行者に持参すること。
- (13) 配置技術者要件
ア 所定の基準を満たす技術者を配置できること。
イ 基準については、米原市公式ウェブサイトに掲載「建設工事における技術者等の配置について」参照のこと。
- (14) 設計業務受託者との関連に関すること。
この公告に定めるこの工事に係る設計業務の受託者または受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。「受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100

- 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 確認資料等

(1) 提出書類等

入札参加希望者は、提出書類等をウイルスチェックの後、6（3）に定める積算内訳書とともに入札書に添付して電子入札システムにより送信すること。提出期間等については、公告のとおり。

入札参加資格確認申請書の様式については、電子入札システムまたは米原市入札情報公開システム（以下、「入札情報公開システム」という。）により発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。なお、入札参加資格確認申請書については商号または名称等の必要事項に記載誤り、記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には、その者の入札を無効とする。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(2) 確認資料等の持参による提出

この公告において、確認資料等を持参により提出する場合には、持参する全ての書面の目録を作成し、持参する前にあらかじめ入札執行者に送信して、該当する資料を入札書の提出期間内に入札執行者に提出すること。

6 入札に関する事項

入札については、公告に定めるほか米原市契約規則、米原市建設工事等入札執行要領、米原市建設工事等電子入札実施要領および米原市事後審査型制限付一般競争入札実施要領により執行する。

(1) 入札執行回数

ア 予定価格事前公表入札

1 回とする。

イ 予定価格事後公表入札

3 回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める期間に電子入札システムにより送信すること。紙入札への切り替えについては（5）に詳細を記載する。なお、郵便入札は認めない。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は入札情報公開システムからダウンロードできるので、入札書と同時に積算内訳書を送信または提出すること。積算内訳書は、発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。また、積算内訳書を送信する場合、積算内訳書はウイルスチェックの後、添付すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。ただし、入札を紙入札により行った場合については、すべての紙入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行わない）。

また、積算内訳書の添付の際には、5 に定める確認資料等の添付も併せて行うこと。

確認の結果、下記の該当した場合入札は無効とする。

ア 積算内訳書の送信または提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に商号または名称の必要事項の記入が無い場合。（入札を紙入札により行う場合は押印も必要）

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。（紙入札時）

カ 積算内容が適当でない場合。

(4) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 米原市契約規則第 15 条の規定に該当する入札

イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 米原市建設工事等入札執行要領に違反した入札

(5) 紙入札への切り替え

米原市建設工事等電子入札実施要領第 14 条第 2 項のいずれかに該当するため電子入札システムが利用できなくなった者は、速やかに紙入札参加届出書を持参により提出し、発注者の承認を得た場合に限り、紙による入札書および確認資料等の提出を行うことができる。また、紙入札参加届出書、入札書および確認資料等は同時に提出できるものとする。なお、提出日時および提出場所については、公告のとおりとする。

ア 紙入札参加届出書

入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を持参により提出すること。なお、紙入札参加届出書の提出は、入札書の提出と同時に可とするが、入札書等を封かんする封筒の中には入れてはならない。

イ 紙入札の提出

紙入札参加届出書を提出した者の入札書および確認資料等の提出は、持参により行うこと。この場合において、入札書等は「（工事等の名称）入札書在中」と記載した封筒に入札書および積算内訳書を封かんし、提出すること。入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入すること。受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

(6) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、開札処理を行うものとする。また、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された 3 桁の番号（くじ番号）を基礎としてくじ引きを行い、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を記載しなかった者のくじ番号は「000」を選択したものとする。

(7) 落札決定の保留

開札後に（8）の入札参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

(8) 入札参加の確認

入札参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、入札参加資格がないと認められる場合は、入札その者を無効とする。

また、入札参加資格がないと認められた者は、市に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間および提出場所に持参により提出すること。この説明要求に対する回答は、公告で定める日までにを行う。

7 公告および設計図書等に対する質問および回答

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、質問書（様式 3）により書面で直接持参または FAX により送信すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。

また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するものとする。

8 その他

(1) 契約保証金

ア 公告で「落札金額の 10 分の 1 以上納付すること」と定める場合

落札金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、入札の結果、請負代金額が 200 万円未満になった場合には免除することがある。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(2) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 4(1)の要件を満たさなくなった場合

(イ) 米原市建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(3) 予定価格

ア 公告で「事前公表」と定めた場合

消費税および地方消費税相当額を控除した額を公表する。

イ 公告で「事後公表」と定めた場合

入札結果調書において消費税および地方消費税相当額を控除した額を公表する。

ウ 公告で「非公表」と定めた場合

非公表とする。

(4) 最低制限価格

ア 公告で「設ける。(事後公表。係数抽出変動型最低制限価格入札適用)」と定めた場合

米原市係数抽出変動型最低制限価格入札方式試行要領により定める最低制限価格を適用し、落札決定した後に入札結果調書において公表する。

イ 公告で「設ける。(非公表)」と定めた場合。

最低制限価格を設ける。ただし、非公表とする。

ウ 公告で「設けない。」と定めた場合。

最低制限価格は設けない。

(5) 支払条件

ア 公告において、前金払、中間前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が200万円未満になったときは前金払、中間前金払または部分払を行わない。

イ 中間前金払の取り扱いは「米原市公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。

(6) 現場説明会

行わない。

(7) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、決定の日から10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。また、上記(1)ア該当する場合は契約保証金の納付または、履行保証措置を講じた上で提出しなければならない。なお、決定の日から10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

(8) 契約の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(9) 入札参加者は、米原市建設工事等入札執行要領を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(10) 申請書または資料に虚偽の記載をした場合においては、米原市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

以 上